

本研究会におけるこれまでの議論**○ 基準のあり方について****＜財務業績＞**

- ・単年度のフローベースの業績のほか、ストックベースの業績も重要であり、貸借対照表で財産と財源、資金収支計算書で収入と支出のバランスを見て、それ以外の2つの書類によって費用と収益、受益と負担のバランスを見るという役割分担があるのではないか。
- ・公的主体の財務業績を示すという観点からは網羅性が重要であり、減価償却費を含めたフルコストを一つの計算書で示すこと、それに見合う形で財源がどれだけ確保されているのかを示すことにより、中長期的に財務内容の把握をすることが重要ではないか。
- ・決算情報と資金収支計算書との差異がまず出発点であり、次に資金収支計算書と行政コスト計算書との関係で差異がどう生じるかという意識で業績をとらえると、整理しやすいのではないか。

＜行政コスト計算書と純資産変動計算書＞

- ・基準モデルの考え方が理解できないということであれば方針を変えざるを得ないが、このような考え方もあり得るというのであれば、従来からの連続性の観点でこのまま進めていくことも考えられるのではないか。
- ・新地方公会計制度実務研究会報告書が示す資源配分、所得再分配、経済安定化という財政の3機能について、財務書類に取り入れられるものは取り入れるということは必要であるが、完全な形で取り入れることは現実には難しいのではないか。
- ・企業会計方式をスタートラインとして、どういう欠点があり、どう工夫すべきということを議論すべきではないか。
- ・I P S A Sでも基本的に税収等は収入に計上しており、住民等の立場からすると、税収も含めて収入と費用を行政コスト計算書の中で網羅的に示すことが理解可能性の面から必要なのではないか。
- ・税収の使途を明らかにするという考え方から税収を収益とした場合、減価償却費のような支出を伴わない費用もあり、その使途という観点では逆に説明しにくいのではないか。
- ・企業会計方式のP/Lに関して、収支差額がマイナスとなるのは投資的経費を圧縮しているためと理解できるのではないか。投資的経費の圧縮は行政改革であるが、企業会計方式では行政改革を実施して

財政再建に努めると赤字になるということであり、きちんと説明をしないと誤解を招くのではないか。

- これまでの議論で企業会計方式のように収益・費用を1表で示した方がよいのではないかという流れもあった中で、国の公会計との整合性を図るといふ観点からの提案には違和感がある。企業会計は融通がきかないものではなく、I P S A Sの議論でも企業会計をベースにしても公会計特有の概念は積極的に入れようとしており、企業会計方式で十分に対処しうるものではないか。
- 企業会計方式ではキャッシュで入ってきたものが全て収益としてP/Lに計上されるわけではなく、繰延収益等として負債に計上するといった工夫があり得るのではないか。
- 企業会計方式でも繰延収益等に計上するという考え方があるが、実務的に煩雑な面があり、負担が大きいため、避けた方がよいのではないか。
- 企業会計方式におけるP/Lについて、繰延収益等といった収益側の工夫だけではなく、費用側もかなり説明の工夫が必要と考えているが、そういう意味でいくと、収支差額自体の意味合いが不明瞭で財務業績を1表で全部説明するのは困難と考えており、多額の財源を国に依存しているということを示そうと考えた場合には、純資産変動計算書と行政コスト計算書に分けて示した方が見やすいのではないか。
- 税収の取扱いについて、資本取引・経常取引のどちらかに分けようとするため難しい議論となっており、税収は資本・収益のどちらでもなく、税収は税収であると整理してどの財務書類に入れるかを考えるのも一つの方法ではないか。
- 震災等の特別な状況の時は、基準モデル・企業会計方式のどちらの方式でも素のままではわからなく、他に解釈が必要ではないか。
- 基準を統一するとすればこうせざるを得ないという方向性を示していく必要があると考えているが、決め手がない中で国との整合性というところが最後の理屈としてあり得るのではないか。
- 財務書類はシンプルな方がよいと考えているが、国の財務書類と比べても基準モデルの純資産変動計算書は難しさがあるという印象であり、仮に基準モデルの方式をベースに議論するとしても、国に寄せるという趣旨であれば、ある程度のシンプルさは要求されるのではないか。
- 基準モデルの純資産変動計算書の純行政コストのところ行政コスト計算書の情報をそのまま総額で入れ込む方法もあり得るのではないか。

<財源仕訳・財源情報>

- ・公債発行により固定資産を形成した場合のように、純資産に変動はないが、将来の税収の使い道について現在の人々があらかじめ決定したというような情報を財務書類に取り込もうとする試みについては、わかりやすく表示できるのであれば非常に有益ではないか。
- ・純資産変動計算書の中の情報はキャッシュ・フロー計算書や行政コスト計算書で提供可能であり、キャッシュ・フロー計算書をベースにしながら、有用性のある情報は明細書でシンプルな形にして出した方が、理解可能性が高いのではないか。
- ・手間と効果の問題であるが、少なくとも財源仕訳の意味を理解した上で、公会計を進めるために財源仕訳をなくす、附属明細書で表示するといった議論は、現実的運用論としてはあり得るのではないか。
- ・財源仕訳の意義は理解するが、その発想を大学の会計学の中で教えていくようなことにならないと、その理解は広まらないのではないか。
- ・会計上の取引を改めて映し出すのが財務書類であり、会計上の取引ではない純資産の中の変動を財務書類の本表で示すというのは、無理なことを実施している可能性があるのではないか。
- ・補助金は出納整理期間にならないと確定しないので、日々仕訳にこだわると個々の財源仕訳の実施に限界があるのではないか。
- ・財源の重要性というものが公会計に普遍的なものなのか、地方公共団体の制度に限定した話なのかを整理する必要があるのではないか。
- ・どの事業にどの財源を使うかは非常に大事であるが、それを純資産変動計算書という形で実施するかどうかは議論の余地があるのではないか。
- ・現金主義の歳入歳出・予算決算における財源内訳に加えて、発生主義ベースでの財源内訳をどこで表示すべきかという論点ではないか。仮に発生主義の財源内訳の妥当性に疑問があれば、本表ではなく附属明細書のような形で示すのがよいのではないか。
- ・財源情報について、一般会計を中心とした公会計では、税や地方交付税が運営財源の中心となっているため、ある程度大まかなくくりで整理することでもよいのではないか。

<その他>

- ・別の機関が公会計基準を検討する時に、議論を一切拘束しないということであれば、一定の方向性を出した上でまとめていくことでよいのではないか。
- ・収益・費用を合わせたものを財務業績として見るのが一つの有力な

考えと思っており、将来あるべき会計基準をどこか期限を切って設定した方がよいのではないか。

- 今後の時間軸の中で、会計基準の設定主体が本来あるべき会計の姿を考えていくという道筋を示す必要があるのではないか。
- 基準モデルの問題点は、用語が難しく勘定科目数が多いことにあるのではないか。
- 新地方公会計モデルについて、移転収入が純資産変動計算書に、移転支出が行政コスト計算書に計上されており、移転収入とそれに対応する支出とが違うところに計上されているため、移転収入だけでなく移転支出をどう表すかについても検討した方がよいのではないか。
- 将来世代への負担の先送りについて、モデルにより概念が相違している。建設公債主義では、資産の減価償却よりも負債の償還の方が速いことから先送りは生じないが、実際にその当期で全部負担しているわけではないという意味で物理的に将来に送っているものをどう表現するかということではないか。
- 世代間負担を会計的に表現するのは困難であるが、公債残高を妥当な水準に保っていれば、世代間の不公平性やつけ回しがないと理解できるのではないか。
- 会計の機能は経済的な実態を表すということであり、財政の機能そのものとは一致せず、理解可能性の観点からは、会計の機能として経済実態を把握し、それに基づいて財政を分析するとした方がより適当なのではないか。
- 基準モデルの純資産変動計算書について、地方債を経常債と建設債に区分表示するのはよいが、地方交付税措置のある地方債とない地方債というのも非常に重要な情報と考えており、少なくともその注記はいるのではないか。また、財源対策債のような経常債と建設債の中間的な地方債があることも念頭に置いて区分や注記をする必要があるのではないか。
- ここ数年、臨時財政対策債の発行が多額となっているが、財務書類でどのように表示するかが課題ではないか。

○ 固定資産台帳の整備について

- 公共施設の老朽化問題に関して別ツールも公表されている中で、全団体で固定資産台帳の整備を進めたとして、その活用可能性の観点からどれだけ作成意義があるのかを考える必要があるのではないか。
- 実務に携わる職員や会計情報を使用する関係者に、固定資産台帳の有用性等をいかに理解してもらうかが重要ではないか。

- ・ 割り切りさえすれば2、3ヶ月での固定資産台帳整備も可能と考えられるが、その精度について実際に台帳整備を進めていく際のロードマップの中で検討する必要があるのではないか。
- ・ 固定資産台帳は帳簿体系では補助簿であるが、複式簿記で主要簿を記帳するのであれば、主要簿と補助簿の突合が会計処理の基本であり、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入は一对で考えるべきではないか。

○ 複式簿記の導入について

- ・ 複式簿記とは、仕訳の頻度ではなく正規の簿記の原則に従って帳簿体系があり、正確性が担保されているかということではないか。
- ・ 事業ごとや部署ごとなど、細かい単位でのコスト情報を得るためには複式簿記が必要なのではないか。
- ・ 複式簿記の検証機能として、予算執行部門と財産管理部門とで帳簿と財産台帳を相互にチェックできるというのが大きな機能としてあるが、この観点からすると日々仕訳が効率的かつ合理的ではないか。
- ・ IT技術が進む中、複式簿記の職員への負担感もそれほどないのではないか。
- ・ 複式簿記導入済みの水道事業のような法適用企業でさえ、地方公営企業会計基準の見直しに向けて準備をしている中で導入の程度に差があることが見えてきており、それを全体に広げた時に現場職員の負担の問題をどう解決していくのかというところにも留意する必要があるのではないか。
- ・ 決算統計活用型の総務省方式改訂モデルにおける複式簿記は、あくまで現金主義の勘定体系から発生主義の勘定体系への組替えと整理した方がよいのではないか。
- ・ 地方公共団体は例月の現金出納検査を実施しているため、形式収支等の現金の動きについては、決算統計は信用できるのではないか。
- ・ 決算統計活用型の総務省方式改訂モデルでも、固定資産台帳を整備した上で投資的経費も含めたすべての収支の振り分けをシステム上で設定しておけば、正確な集計が可能である。事後にチェックが必要なのは投資的経費等のごく一部であり、全国一律に複式仕訳を可視化する必要はなく、団体規模等も考慮した導入要否を検討してもよいのではないか。
- ・ 未収金や固定資産の管理、コスト分析の実施を考えた場合に日々・月次等で複式仕訳を実施する必要があるのかは評価が分かれるところであるため、最終的には、地方公共団体が目的を達成しようということであれば、その方法によればよいのではないか。

- ・複式簿記は目的ではなく手段であり、結局は職員が管理するために何をどうやったらよいのかというのが本来の出発点と考えており、外から認めるとか認めないというまとめ方は避けた方がよいのではないか。

○ その他

<有形固定資産の評価基準の取扱い>

- ・事業用資産の土地に関して取得原価又は再調達原価とするのかという点と、インフラ資産の底地に関してゼロ、取得原価又は再調達原価とするのかという点について、開始時点の割り切りをどうするのかということに集約されるのではないか。
- ・多くの地方公共団体は当初の取得原価データがないことから、開始貸借対照表はみなし取得原価となり信頼性の面で公正価値評価と差がないこと、資産の有効活用が重要なテーマであることを考慮すると、公正価値評価の方が適切ではないか。
- ・一時の政策課題である資産・債務改革を根本に据えて議論するよりは、本来的にはなるべく中立的に議論した方がよいのではないか。
- ・公共施設の老朽化問題があり、現在所有している資産を再調達原価で評価する意義もあるのではないか。
- ・貸借対照表として現在の価額を示した方がよいと考えるが、その意味合いとこれに伴うコストとの対比で決めていく問題ではないか。
- ・資産評価には、現在価値を示すという目的の他に、期間負担の公平や税金の使途と負債を示したり、サービスコストを測るといった目的もあるので、これらを考慮すると取得原価で十分ではないか。また、アメリカをはじめヨーロッパの多くの国々が取得原価を採用しており、取得原価の方がより客観性があり、目的適合性にもなっているのではないか。
- ・行政コスト計算書をフローに係る行政サービスの資金の調達源泉と運用形態、貸借対照表をストックに係る行政サービスの資金の調達源泉と運用形態と定義すれば、取得原価の考え方で問題ないのではないか。
- ・資産により評価方法が相違することもありうるのではないか。また、移行時の資産評価に際しては過去に遡っての取得原価の算定は困難であるため、どの方式で評価する場合でも、みなし取得原価等の割り切りが必要ではないか。
- ・インフラ資産と事業用資産の区分が必ずしも明確でなく、これをより明確に整理する必要があるのではないか。

<減価償却の取扱い>

- ・減価償却については、正規の減価償却で処理するのか、取替・除却（更新会計）で処理するのかという計算方法の議論と、それらをどこで表示すべきかという表示方法の議論があるが、後者は会計情報としての有用性の観点から議論していくことも必要ではないか。
- ・基準モデルの直接資本減耗の考え方について、独立行政法人会計基準が引用されているが、なぜ行政コスト計算書ではなく純資産変動計算書に計上するのかの根拠が理解しにくいのではないか。
- ・基準モデルの減価償却の計上方法がわかりにくいという指摘はよくあるが、純資産変動計算書の位置付けと関連してくるので、この背景を整理する必要があるのではないか。

<その他>

- ・過度に負担をかけるとついていけない団体が出てくるのではないか。
- ・会計基準は一つとして、中小規模の団体には簡便法を認めるという方法がよいのではないか。
- ・導入コストのみならず、システム改定等に伴うメンテナンスコストを考慮する必要があるのではないか。
- ・地方公共団体職員のためではなく、住民や住民を代表する議員のための利活用というものを重視すべきではないか。
- ・アカウントビリティとは納得であり、納得してもらうためにわかりやすい網羅的なデータを財務書類として示すということが最大の利活用ではないか。
- ・財務書類を作成しても必ずしも課題の解決には結びつかないという組織的・構造的な問題を考慮する必要があるのではないか。
- ・財務書類は財政活動を包括的かつコンパクトに表す一覧性のある資料として作成するものであり、利活用のためではなく何のためにつくるのかということをもう一度基本に戻る必要があるのではないか。
- ・地方公営企業の財務規定等の適用範囲拡大の議論も踏まえたロードマップの議論が必要ではないか。